

競 技 要 領

1 各部門共通事項

- (1) 服装
服装は活動しやすい服装（長袖・長ズボン）・運動靴とし、競技中はヘルメット・手袋・ゼッケン（出場団体名を記入）を着用する。
- (2) 準備物
- | | |
|---|--------------------|
| ア | 粉末消火器 10型 1 本 |
| イ | ヘルメット |
| ウ | 手袋 |
| エ | ゼッケン（出場団体名を記入したもの） |
- (3) 出場順位
消防局で決めた順位とする。
- (4) その他
競技者は事前の準備体操、服装等の確認をし、事故防止に努めること。

2 一般消火の部（女性の部・一般の部）実施要領

- (1) チーム編成
1 チーム女性 2 人（女性の部）で編成する。※一般の部は性別不問
- (2) 準備物
粉末消火器 10型 1 本を各出場団体で準備する。
（競技開始前、消火器を所定の場所に置く。）
- (3) 競技開始
ア 審査長の指示に従って、発進位置に集合する。（各番員の位置は問わない。）
イ 2 番員のタイミングで 1 1 9 番通報を完了した後、審査長の合図（笛及び旗）により 1 番員及び 2 番員が同時に発進する。
- (4) 操作要領
ア 1 番員（避難支障物品除去・水バケツ注水操作・避難）
注水線付近の避難支障物品を所定の場所へ除去（搬送）し、次に水バケツを搬送して水バケツ 1 個で標的に注水し、標的を倒した後、水バケツを置き、発進線（出入口）まで避難する。（競技終了）
上記操作で標的が倒れない場合は、先の 1 個目の水バケツを置き、2 個目の水バケツで標的に注水した後、水バケツを置き、発進線まで避難する。（競技終了）
イ 2 番員（通報・消火操作・避難）
電話機に向かい 119 番通報し、受信者が「はい、1 1 9 番消防です。」と答えた後「〇〇町の「〇〇（出場団体名）」が火事です。」と的確に通報し、受信者の「了解」の合図により発せられた審査長の合図により発進。前方の消火器で消火し、使用済みの消火器を箱に入れた後、発進線（出入口）まで避難する。（競技終了）
- (5) 退 場
審査長の指示で消火器を持って退場する。

3 一般消火の部（女性の部・一般の部）審査基準

- (1) 持 ち 点 合 計 200 点
ア 操 作 持 ち 点 100 点（1 番員、2 番員の合計）
イ タイム 持 ち 点 100 点
- (2) 操作減点項目（1 番員）
- | | | | |
|---|--|----|-------|
| ア | 避難支障物品を所定の場所に除去（搬送）し、枠内に置かなかった。【別図 1 参照】 | 減点 | 10 点 |
| イ | 注水線からつま先が出た。（線上は可） | 減点 | 各 5 点 |
| ウ | 標的が倒れなかった。 | 減点 | 20 点 |
| エ | 操作の順序を間違えた。 | 減点 | 10 点 |

※上記アについては、次の操作にかかる前にやり直した場合は、減点しない。

(3) 操作減点項目（2番員）

- | | | | |
|---|-------------------------|----|-----|
| ア | 消火危険区域内に入って消火した。（線上は可） | 減点 | 各5点 |
| イ | 消火器で消火できなかった。 | 減点 | 30点 |
| ウ | 使用済消火器入れの箱の蓋が完全に閉じなかった。 | 減点 | 5点 |
| エ | 操作の順序を間違えた。 | 減点 | 10点 |

※上記ウについては、発進線（出入口）に避難する前にやり直した場合は、減点しない。

(4) タイム点 [1秒1点とし、0.01秒まで測定する。]

審査長の合図から1番員及び2番員のうち、最後の1人が発進線（出入口）を越えるまで測定

(5) 順位 [操作持ち点から操作減点を、タイム持ち点からタイム点をそれぞれ差し引いたものの合計を得点とし、その高いものを上位とする。]

- ア 同点の場合は、タイム得点の高いものを上位とする。
イ 更に同点の場合は、同順位とする。

4 危険物施設の部実施要領

(1) チーム編成

1チーム2人で編成する。

(2) 準備物

粉末消火器10型1本を各出場団体に準備する。
（競技開始前、消火器を所定の場所に置く。）

(3) 競技開始

- ア 審査長の指示に従って、発進位置に集合する。（各番員の位置は問わない。）
イ 2番員のタイミングで119番通報を実施した後、審査長の合図（笛及び旗）により1番員及び2番員が同時に発進する。

(4) 操作要領

- ア 1番員（灯油缶搬送・負傷者搬送・避難）
灯油缶（10L入り）4個を搬送場所へ移動させ、2番員と協力して負傷者（訓練用人形）を負傷者搬送場所（訓練用人形搬送場所）へ搬送し、発進線（出入口）へ避難する。（競技終了）
（搬送場所へ搬送した灯油缶は、口が上方を向いていること。）
- イ 2番員（通報・消火操作・負傷者搬送・避難）
電話機に向かい119番通報し、受信者が「はい、119番消防です。」と答えた後「〇〇町の〇〇（出場団体名）」が火事です。」と的確に通報し、受信者の「了解」の合図により発せられた審査長の合図により発進。前方の消火器で消火し、使用済みの消火器を箱に入れた後、1番員と協力して負傷者（訓練用人形）を負傷者搬送場所（訓練用人形搬送場所）へ搬送し、発進線（出入口）へ避難する。（競技終了）

(5) 退 場

審査長の指示で消火器を持って退場する。

5 危険物施設の部審査基準

(1) 持 ち 点 合 計 200点

- ア 操 作 持 ち 点 100点（1番員、2番員、共通項目の合計）
イ タ イ ム 持 ち 点 100点

(2) 操作減点項目（1番員）

- | | | | |
|---|---------------------------------|----|-----|
| ア | 灯油缶を所定の位置へ搬送し、枠内に置かなかった。【別図2参照】 | 減点 | 10点 |
| イ | 灯油缶を転倒させた。（1個について） | 減点 | 各5点 |
- ※上記については、次の操作にかかる前にやり直した場合は、減点しない。

(3) 操作減点項目（2番員）

- | | | | |
|---|-------------------------|----|-----|
| ア | 消火危険区域内（線上は可）に入って消火した。 | 減点 | 各5点 |
| イ | 消火器で消火できなかった。 | 減点 | 30点 |
| ウ | 使用済消火器入れの箱の蓋が完全に閉じなかった。 | 減点 | 5点 |
- ※上記ウについては、負傷者に触れる前にやり直した場合は、減点しない。

- (4) 操作減点項目（共通）
- | | | |
|---|----|-----|
| ア 負傷者の搬送が不完全だった。【別図4参照】
（身体全体が搬送場所に置かれていなかった。） | 減点 | 10点 |
| イ 特に粗暴な操作を行った。 | 減点 | 5点 |
| ウ 負傷者を1人で搬送した。 | 減点 | 5点 |
| エ 操作の順序を間違えた。 | 減点 | 10点 |
- ※上記イ及びエについては、番員ごとに減点を行う。
- (5) タイム点 [1秒1点とし、0.01秒まで測定する。]
審査長の合図から1・2番員が発進線（出入口）を越える又は搬送ができなくなるまで測定
- (6) 順位 [操作持ち点から操作減点を、タイム持ち点からタイム点をそれぞれ差し引いたものの合計を得点とし、その高いものを上位とする。]
ア 同点の場合は、タイム得点の高いものを上位とする。
イ 更に同点の場合は、同順位とする。

6 総合訓練の部実施要領

- (1) チーム編成
1チーム3人（女性1人以上を含む3人）で編成する。
- (2) 準備物
粉末消火器10型1本を各出場団体に準備する。
（競技開始前、消火器を所定の場所に置く。）
- (3) 競技開始
ア 審査長の指示に従って、発進位置に集合する。（各番員の位置は問わない。）
イ 2番員のタイミングで119番通報を実施した後、審査長の合図（笛及び旗）により1番員及び2番員が同時に発進する。
ウ 3番員はスタート時から出入口に背を向けた状態でパイプ椅子に座って待機（逃げ遅れ）
- (4) 操作要領
- ア 1番員（ベル鳴動、消火操作、避難）
自動火災報知設備の発信機を押して、ベルを鳴動し、消火器1本を携行して所定のコースを通り消火し、使用済みの消火器を箱に入れ、発進線（出入口）まで避難する。（競技終了）
- イ 2番員（通報、消火器搬送、避難支障物品除去、逃げ遅れ者避難誘導、避難）
電話機に向かい119番通報し、受信者が「はい、119番消防です。」と答えた後「〇〇町の〇〇（出場団体名）」が火事です。」と的確に通報し、受信者の「了解」の合図により発せられた審査長の合図により発進。
予備消火器を持って所定のコースを通り、所定の位置まで搬送後、廊下（テント）内の避難支障物品（灯油缶【5L入り】2個）を廊下（テント）外へ運び出し、廊下（テント）内を通り、3番員（逃げ遅れ者）の避難誘導（背中等にタッチ）を行い、発進線（出入口）まで避難する。（競技終了）
- ウ 3番員（逃げ遅れ、避難）
発進線（出入口）に背を向けた状態でパイプ椅子に座って待機（逃げ遅れ）し、2番員の避難誘導（背中等にタッチ）を受け発進線（出入口）まで避難する。（競技終了）
- (5) 退 場
審査長の指示で消火器を持って退場する。

7 総合訓練の部審査基準

- (1) 持ち点合計 200点
ア 操作持ち点 100点（1番員、2番員、3番員の合計）
イ タイム持ち点 100点
- (2) 操作減点項目（1番員）
- | | | |
|---------------------------|----|-----|
| ア 発信機を押さなかった。 | 減点 | 10点 |
| イ 消火危険区域内（線上は可）に入って消火した。 | 減点 | 各5点 |
| ウ 消火器で消火できなかった。 | 減点 | 30点 |
| エ 使用済消火器入れの箱の蓋が完全に閉じなかった。 | 減点 | 5点 |
- ※上記エについては、発進線（出入口）に避難する前にやり直した場合は、減点しない。

- (3) 操作減点項目（２番員）
- | | | | |
|---|-----------------------------------|----|-----|
| ア | 予備消火器を所定の位置に搬送し、枠内に置かなかった。【別図３参照】 | 減点 | １０点 |
| イ | 予備消火器が倒れた。 | 減点 | １０点 |
| ウ | 避難支障物品（灯油缶）を廊下（テント）の外へ運び出さなかった。 | 減点 | 各５点 |
| エ | 避難支障物品（灯油缶）を転倒させた。（１個について） | 減点 | 各５点 |
| オ | 特に粗暴な操作を行った。 | 減点 | 各５点 |
- ※上記ア～エについては、次の操作（３番員への避難誘導〔背中等にタッチ〕）にとりかかるまでにやり直した場合は、減点しない。
- (4) 操作減点項目（３番員）
- | | | |
|-------------------------------|----|-----|
| ２番員の避難誘導（背中等にタッチ）の前に、避難を開始した。 | 減点 | １０点 |
|-------------------------------|----|-----|
- (5) 操作減点項目（共通）
- | | | | |
|---|----------------|----|-----|
| ア | 所定のコースを通らなかった。 | 減点 | １０点 |
| イ | 操作の順序を間違えた。 | 減点 | １０点 |
- ※番員ごとに減点を行う。
- (6) タイム点　〔１秒１点とし、０．０１秒まで測定する。〕
- 審査長の合図から１番員、２番員又は３番員のうち、最後の１人が発進線（出入口）を越えるまで測定。
- (7) 順位〔操作持ち点から操作減点を、タイム持ち点からタイム点をそれぞれ差し引いたものの合計を得点とし、その高いものを上位とする。〕
- ア 同点の場合は、タイム得点の高いものを上位とする。
- イ 更に同点の場合は、同順位とする。

８ 各部門の審査等基準詳細

(1) 各部門共通（通報要領）◆審査対象外

- ア 通報は、すばやく的確に行うこと。
- イ 「１１９」番通報する場合、所在地は町名までを呼称することで構わない。なお、事業所等で名称の長いものは、略して言っても構わない。
- ウ 電話機をプッシュせず通報した場合、又はプッシュを間違えた場合、１１９番通報受信者は誤りを指摘し、受話器を取らない。
- エ 通報後、受信者の「了解」を聞いた後に受話器から耳を離す。

(2) 各部門共通（消火要領）

- ア 消火の際、「消火危険区域内（線上は可）に入って消火した。」とは、境界線を踏み越えてつま先が消火危険区域内に接した時をいい、その行為が発生した都度減点する。
- イ 使用済消火器を箱に入れたとき、消火器が転倒することは構わない。
- ウ 消火器の不具合等で消火できなかった場合は、再度、競技できるものとする。
- エ 発進線（出入口）に避難するまで（危険物施設の部については、負傷者の搬送にかかるまで）に、再燃していることに気付いた場合、その消火器で再度消火するのは構わない。
- オ 発進線（出入口）に到着後、又は次の操作にかかった後に再燃した場合は、「消火器で消火できなかった」で減点する。
- カ 消火器を使用済消火器箱に入れたときに、箱から消火器のホースが出ている場合など、蓋が完全に閉まらなかった場合は「使用済消火器入れの箱の蓋が完全に閉じなかった。」で減点する。
- ※発進線（出入口）に避難するまで（危険物施設の部については、負傷者の搬送にかかるまで）にやり直した場合は、減点しない。

(3) 一般消火の部（女性の部・一般の部）

- ア 「注水線からつま先が出た」とは、注水線を踏み越えてつま先が地面に接した時をいい、その行為が発生した都度減点する。
- イ １回目の注水の際、バケツが標的に当たり倒れた場合は、残りのバケツで注水する。〔会場係員は標的を直ちに起こす。〕
- ウ ２回ともバケツが飛んだ場合は、「標的が倒れなかった」で減点する。
- エ バケツの搬送個数及びバケツを置く場所の指定はしない。

(4) 危険物施設の部

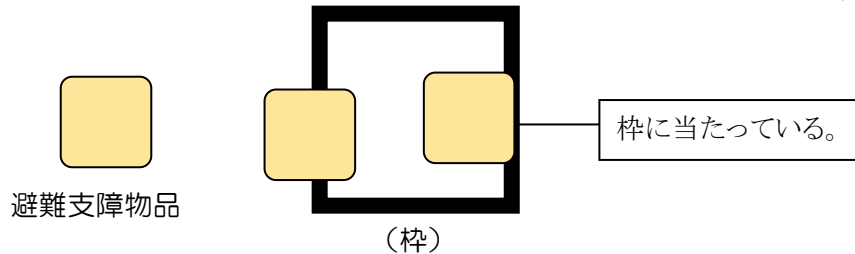
- ア 灯油缶、負傷者（訓練用人形）を粗暴に扱う操作を行った場合は、「特に粗暴な操作をした。」で減点する。
- イ １番員が置いた灯油缶が枠から外に出ている場合は、「灯油缶を所定の位置へ搬送し、枠内

に置かなかった。」で減点し、灯油缶を置いた後、灯油缶が倒れた場合は「灯油缶を転倒させた。（1個について）」で減点する。
 ※次の操作（負傷者の搬送）にかかる前にやり直した場合は、減点しない。
 ウ 負傷者（訓練用人形）の身体全体が負傷者搬送場所（訓練用人形搬送場所）に置かれていない場合は、「負傷者の搬送が不完全だった。」で減点する。

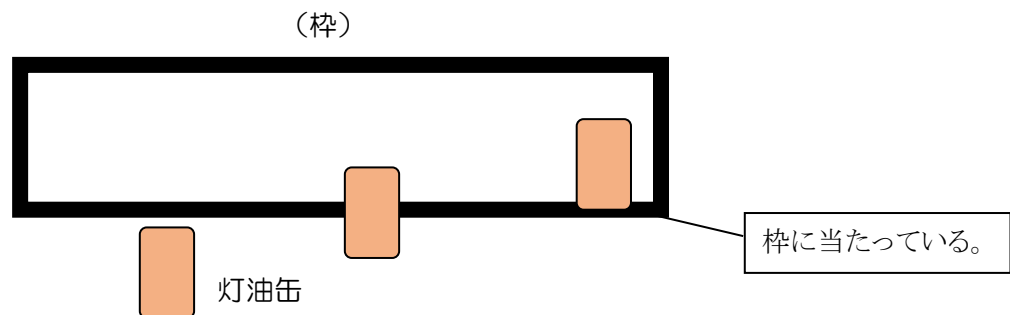
(5) 総合訓練の部

避難支障物品（灯油缶（5L入り））を投げる操作を行った場合は、「特に粗暴な操作をした。」で減点する。

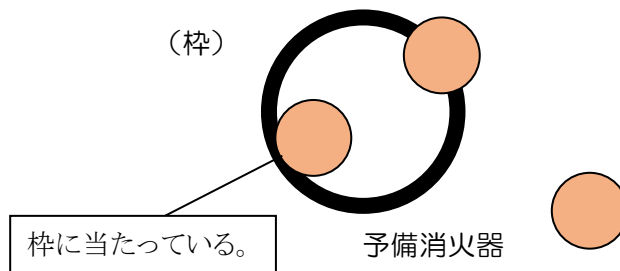
別図1 避難支障物品を所定の位置に置かなかった。◆減点対象となる。



別図2 灯油缶を所定の位置へ搬送しなかった。◆減点対象となる。



別図3 予備消火器を所定の位置に搬送しなかった。◆減点対象となる。



別図4 負傷者の身体全体を負傷者搬送場所に置かなかった。◆減点対象となる。

